

関島社会保険労務士事務所便り

2021 年
1 月号

関島社会保険労務士事務所
(ひがし東京中小企業者組合)
社会保険労務士・行政書士
関島 康郎
〒125 - 0041
東京都葛飾区東金町 2 - 7 - 12
電話：03-3609-7668
HP: <http://www.srseki.info>



健保・厚年・国年等手続の押印 原則廃止

◆金融機関への届印等を除き

12月25日、日本年金機構は、金融機関への届印、実印による手続きが必要となる下記を除いて、申請・届出様式の押印を原則廃止することとしました。

◆押印が必要な申請・届出様式

- ・健康保険・厚生年金保険 保険料口座振替納付（変更）申出書
- ・船員保険・厚生年金保険 保険料口座振替納付（変更）申出書
- ・健康保険・厚生年金保険 保険料預金口座振替辞退（取消）通知書
- ・船員保険・厚生年金保険 保険料預金口座振替辞退（取消）通知書
- ・健康保険・船員保険・厚生年金保険 保険料口座振替納付（変更）申出書（ゆうちょ用）
- ・健康保険・船員保険・厚生年金保険 保険料預金口座振替辞退（取消）通知書（前同）
- ・国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書
- ・国民年金保険料口座振替辞退申出書
- ・委任状（年金分割の合意書請求用）
- ・公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

◆旧様式の使用可能、押印不要

なお、令和2年12月25日以降も旧様式の使用は可能とされています。また、旧様式により提出する場合も、上記を除き押印は必要ありません。

子の看護休暇・家族の介護休暇 時間単位取得が可能に

◆法律で義務化 本年1月施行

育児・介護休業法施行規則の改正により、2021年1月から「子の看護休暇」及び「家族の介護休暇」について時間単位での取得が可能になり、義務化されました。事業主は、従業員から時間単位で請求された場合、拒否できません。ただし、無給でもよいとされています。

◆子の看護休暇・介護休暇とは？

「子の看護休暇」・「家族の介護休暇」は、

育児・介護休業法に定められる休暇制度です。子供の世話や家族の介護が必要な労働者が、事業主に申し出ることにより、1年度につき5日（子供・対象家族が2人以上の場合は10日）を限度として、休暇を取得できます。

「育児休業」「介護休業」がある程度まとまった期間での休みを想定しているのに対し、看護・介護休暇は、突発的な事態に対応するための休みとイメージしてもらえれば、わかりやすいと思います。

	対象労働者	取得目的	取得日数
子の看護休暇	小学校就学前の子を養育する労働者	病気やケガをした子の世のほか、予防接種や健康診断の受診	1年度につき5日 (小学校就学前の子供が2人以上の場合は10日)
介護休暇	要介護状態(※)にある対象家族の介護を行う労働者 ※けがや病気などにより2週間以上にわたって常時介護を必要とする状態	通院の付き添いや介護保険に関する手続き等	1年度につき5日 (対象家族が2人以上の場合は10日)

◆何が変わったか？

これまでは、1日または半日を単位とした取得しかできませんでしたが、育児・介護休業法施行規則の改正により、この1月からは時間単位での取得が可能となります。

今回の改正で新たに企業に求められるのは、「始業時間から連続」または「終業時間に連続」する形での取得です。就業時間の途中での取得（いわゆる「中抜け」）の設定

までは義務ではありません。ただし、厚生労働省は、法を上回る措置として「中抜けあり」の休暇取得を認めるように配慮を求めています。

また、1日の所定労働時間が「7.5時間」のように1時間に満たない端数がある場合は、切り上げ「8時間分」の休暇で1日分として扱います。

雇用調整助成金の今後について

◆2月いっぱい現行特例措置は終了

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置は、令和3年2月末までとされています。3月以降は、段階的に縮減し、5～6月にリーマンショック時並みの特例とするとの方針が、12月8日にまとめられた総合経済対策で明らかにされています。

しかし、令和3年1月末および3月末時点の感染状況や雇用情勢が大きく悪化している場合、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業について特例を設ける等、柔軟に対応するとされています。

◆3月以降の特例措置はどうか？

リーマンショック時並みとする主な特例措置の内容を紹介すると、次のとおりです（実施時期にはばらつきがあります）。

- (1) 助成率：中小企業 4/5、とし、現行特例 10/10 から縮小する
- (2) 生産指標要件：最近3カ月の生産量等が直前3カ月または前年同期と比べて原

則5%以上減少（現行特例措置では1カ月5%以上減少）

- (3) 対象被保険者：被保険者に限り助成（現行特例措置では緊急雇用安定助成金により被保険者でない労働者も助成）
- (4) 支給限度日数：3年 300日

◆在籍型出向による雇用維持支援にシフト

総合経済対策では、「産業雇用安定助成金（仮称）」を創設し、出向元と出向先の双方を支援するとともに、出向元企業への雇用調整助成金による支援、労働移動支援助成金による受入れ企業への支援も引き続き実施するとされています。

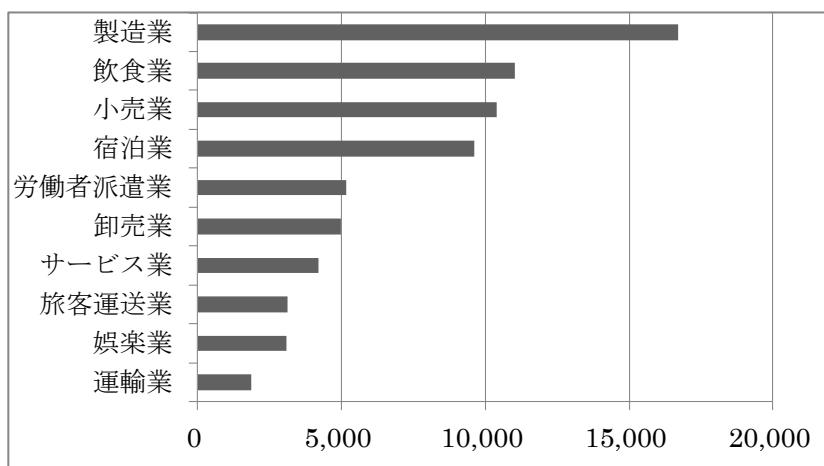
◆人手不足企業向けに新たな雇入れ助成も

コロナ禍による離職者等で、就労経験のない職業に就くことを希望する求職者を一定期間試用雇用する事業主に対する賃金助成制度（トライアル雇用助成金）を創設するとともに、紹介予定派遣を通じた正社員化（キャリアアップ助成金）を促進するとされています。

新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響

解雇等見込労働者数8万人に

製造業	16,717
飲食業	11,021
小売業	10,399
宿泊業	9,620
労働者派遣業	5,165
卸売業	4,957
サービス業	4,191
旅客運送業	3,125
娯楽業	3,072
運輸業	1,871
全体	79,522



（厚生労働省 2020.12.25 発表）

●男性の育休取得促進案、労政審が大筋了承

厚生労働省の諮問機関である労働政策審議会分科会は24日、男性の育児休業取得を促進するための報告書案を大筋で了承した。男性の育休ニーズが高い「子の誕生後8週間以内」に限り労使が事前に調整した仕事なら働けるようにする（現行では育休中は原則、働くことができない）。また、子が1歳になるまでの間に男性は4回、女性は2回まで育休を取得できるようにする（現行の制度は原則、子が1歳になるまでの間に1回のみ）。厚生労働省は来年の通常国会に育児・介護休業法など必要な法案の提出を目指す。（12月25日）

●2021年度の雇用関連予算案

雇用維持に向けた支援策措置は、2020年度第3次補正予算案と当初予算案をあわせて2兆2,000億円が計上された。「雇用調整助成金」の特例措置期限を延長するほか、コロナ禍で他社へ出向した場合の「産業雇用安定助成金」（仮称）を新設した。その他、失業者を雇う企業や、高齢労働者の処遇を改善した企業に対する助成制度を創設する。（12月22日）

●5年以内に行政手続きをオンライン化

政府は、現在オンライン化されていない行政手続き約1万9,000件について、643件を除き5年以内にオンライン化する方針を決定した。行政だけではなく民間分野でも書面・対面による手続きの見直しを促す方針も明記した。（12月22日）

●フリーランス保護の指針 年内にも

政府は、フリーランスを法令で保護する指針を年内にまとめる方針。指針は公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省の連名で出される。企業とフリーランスの取引全般を独占禁止法の対象になるとの考えを示し、発注側が資本金

1,000万円以上の企業の場合は下請法も適用され、取引実態が雇用関係に近い場合には労働法も適用する。政府の試算では、国内のフリーランスは300万人から400万人とされ、近年増加している。（12月19日）

●労働組合の組織率が上昇

厚生労働省の調査から、今年6月時点の労働組合組織率が17.1%（推定値）となり、11年ぶりの上昇（前年比0.4ポイント上昇）となったことがわかった。雇用者数は94万人の減少となる一方、組合員数は1011万5000人（2万8000人増）となった。（12月17日）

●アスベスト訴訟 国の損害賠償義務が確定

建設アスベスト集団訴訟（東京訴訟）について、最高裁は14日付で、原告側・国双方の上告を棄却し、一人親方などを含む建設作業員への国の損害賠償義務が初めて認められることとなった。また、建材メーカーへの賠償請求についての一部の上告は受理したため、メーカーの責任を認めなかった東京高裁判決が見直される可能性がある。係属中の同種の訴訟でも救済の範囲が広がる可能性がある。（12月17日）

●氷河期世代の就労支援強化

政府は、「就職氷河期世代」（30歳代半ばから40歳代半ばの就職活動がバブル崩壊後の不況期に重なった世代）の就労支援を強化する方針を固めた。就農促進のため農業法人が実施する研修費を支援するなどの具体的な対策を検討している。2020年度の第3次補正予算案に約50億円を盛り込み、2022年度までに行う対策の総額を700億円超に拡充する。（12月14日）

